

## 無形文化遺産保護条約「代表一覧表」への記載に係る提案候補の選定について

無形文化遺産の保護に関する条約の「代表一覧表」に係る運用指示書は、本年6月に開催された第2回締約国会議で決定された。この結果、第1回「代表一覧表」への記載に係る提案の提出期限が本年9月末に設定されたことから、国内提案候補の選定方法を速やかに整理・決定し、提出に向けた準備を進める必要がある。

### 1. 基本的考え方

(1) 我が国は、既に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、国として、重要性の高い無形文化遺産に関しては、重要無形文化財、重要無形民俗文化財又は選定保存技術として指定・選定し、保護措置を講じている。

一方、「代表一覧表」の作成目的（無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上の確保並びに文化の多様性を尊重する対話の奨励）に照らし、かつ、手続的にも、運用指示書においては、政府間委員会の下に設置される補助組織（委員国で構成される）によって提案候補と記載基準との適合に係る検討が行われることとされており、専門機関による価値の評価は行われないことから、「代表一覧表」に記載される無形文化遺産はあくまで代表例である。

以上のことから、「代表一覧表」への記載の有無は、我が国の無形文化遺産の価値に何ら影響を及ぼすものではない。

(2) 「代表一覧表」への記載に係る我が国の提案候補は、第1回の文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会了承された「(2)「代表一覧」の対象となる我が国の無形文化財等」及び「(5) 我が国から代表一覧に提案するための審査基準」に基づき、重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術を対象とし、その中から順次選定を行い、将来的には、記載基準に適合し提案可能なもの全てが「代表一覧表」に記載されることを目指すこととする。

(3) 「代表一覧表」への記載に関して、各国からの提案件数については上限が設けられないこととなった。しかしながら、ユネスコへの提

案書作成においては、提案に係る様々な関連資料の作成等相当程度の業務量が見込まれることから、一回に提案する件数については一定程度の数に限定せざるを得ない。

一方で、本委員会です承された「(5) 我が国から代表一覧に提案するための審査基準」の「②代表一覧に記載されることによって、その無形の文化遺産の存在が明確になり、その重要性についての理解が深まり、また、文化の多様性を尊重する対話が奨励されるものであって、もって日本国民の文化的多様性を国外に示し、日本国民の創造性を証明するもの」を踏まえる必要がある。

上記のような業務量からの制約の下で、日本国民の文化的多様性を国外に示し、日本国民の創造性を証明するための提案候補の効果的な選定方法としては、以下の2. のような具体的方法が適当である。

## **2. 提案候補の具体的選定方法**

- (1) 可能な限り文化的多様性を示すことができるよう、重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術のそれぞれから、選定を行うこととする。
- (2) 重要無形文化財については、重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和29年文化財保護委員会告示第55号）に定められている「芸能関係」及び「工芸技術関係」に分けて提案を行う。なお、当面は、提案書作成に当たって資料提出等の協力を得られやすい総合認定又は保持団体認定がなされているものから選定する。各個認定のみなされているものについては、その取扱いについて今後の検討課題とする。
- (3) 重要無形民俗文化財については、文化財保護法第2条第1項第3号の規定に基づき、「風俗慣習」、「民俗芸能」及び「民俗技術」に分けて提案を行うが、「民俗技術」については、平成16年に追加され、「風俗慣習」、「民俗芸能」と比較して、指定件数も極めて少ないことから、当面は提案を見送り、その取扱いについて今後の検討課題とする。
- (4) 選定保存技術については、原則として、各々の技術・技能について提案を行うが、相互に関連性が高い技術・技能で保存団体が同一の場合等、一括して提案を行うのが適当と考えられるものについては、個別に検討を行っていく。保持者認定のみなされているものについては、その取扱いについて今後の検討課題とする。
- (5) 重要無形文化財及び重要無形民俗文化財に関しては、さらに、下記の①～③のように、文化財の特徴及び指定件数を考慮して、いく

つかの区分を設定し提案候補を選定する。その選定順については、原則として、指定順（指定年月日が同一の場合は、官報告示の掲載順）によることとする。なお、重要無形民俗文化財に関しては、指定年月日が同一であるものが複数存在する場合には地域バランス等を考慮する。

①重要無形文化財の「工芸技術関係」においては、「染織」及び「陶芸、漆芸、手漉和紙」の2つに区分する。

第1回提案に関しては、「芸能関係」から1件、「工芸技術関係」からは、「染織」及び「陶芸、漆芸、手漉和紙」からそれぞれ1件を提案候補とする。

②重要無形民俗文化財の「風俗慣習」については、「祭礼（信仰）」、「年中行事」及び「娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識）」の3つに区分する。

第1回提案に関しては、他の区分と比較して指定件数が多い「祭礼（信仰）」からは2件、他の区分からは1件を提案候補とする。

③重要無形民俗文化財の「民俗芸能」については、「神楽」、「田楽」、「風流」、「渡来芸・舞台芸」及び「語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的」の5つに区分する。

第1回提案に関しては、上記の5つの区分からそれぞれ1件を提案候補とする。

(6) 上記の選定方法に基づき、提案候補を選定し、提案書作成等の準備を進めていくこととする。ただし、提案の前提となる関係保護団体等の同意が得られない場合や、行事の日程等により提案書作成に必要な資料の提供が困難であり準備が整わない場合には、次回以降に想定される提案候補の中から順次繰り上げて提案を行っていくこととする。

なお、上記の選定方法を明確にすることによって、第2回以降の提案候補となり得る関係保護団体等やそれらが所在する地方公共団体が自らに係る提案書作成の時期を大まかに把握し、それに係る事前準備を円滑に実施できる環境を整える効果も期待される。

(7) なお、本年6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、これを受け、政府において「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識」が示されたところである。第1回提案において、日本の文化的多様性をより一層示す観点から、上記の枠組みとは別に、「アイヌ古式舞踊」（昭和59年指定）を「代表一覧表」への記載の提案候補として選定することとする。

(8) 上記(1)～(7)の考え方に基づき、別表に記載されている14件を第1回提案候補とする。

無形文化遺産保護条約第1回「代表一覧表」提案候補

…今後の検討

	重要無形文化財					重要無形民俗文化財								選定保存技術			
	芸能		工芸技術			風俗慣習			民俗芸能					民俗技術	保持者	保存団体	
	各 個 認 定	総 合 認 定	各 個 認 定	保持団体認定		祭 礼 ( 信 仰)	年 中 行 事	娯 楽・ 競 技・ 生 産・ 生 業・ 人 生 儀 礼・ 社 会 生 活 ( 民 俗 知 識)	神 楽	田 楽	風 流	渡 来 芸・ 舞 台 芸	語 り 物・ 祝 福 芸・ 延 年・ お こ な い・ 総 合 的	7			47
件数				38	11										43	7	
傑作宣言		○能楽 ○人形浄瑠璃文楽 ○歌舞伎															
第1回		雅楽 (S30)		小千谷縮・越後上布 (S30)	石州半紙 (S44)	○日立風流物(S52:茨城) ○京都祇園祭の山鉾行事(S54:京都)	甕島のトシドン (S52:鹿児島)	奥能登のあえのこと (S51:石川)	早池峰神楽 (S51:岩手)	秋保の田植踊 (S51:宮城)	チャッキラコ (S51:神奈川)	大日堂舞楽 (S51:秋田)	題目立 (S51:奈良) [語]			木造彫刻修理 (S51)	アイヌ古式舞踊 (S59:北海道)

第1回提案数 重要無形文化財 3  
 重要無形民俗文化財 9  
 選定保存技術 1  
 アイヌ古式舞踊 1  
 計 14

# ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

## 1. 目録作成

「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」の一覧を目録として提出。

## 2. 「代表一覧表」への記載提案

### (1)「代表一覧表」の目的・基準を踏まえた対応

- 無形文化遺産に対する認知の高まりと多様性の尊重を目的。
- 世界遺産と異なり、専門機関による価値の評価は行われ<sup>ない</sup>(書類審査のみ)。
- 記載基準は形式的要素が強い。

(基準：無形文化遺産であること、無形文化遺産の認知の促進に貢献、保護措置の確保、関係団体等の同意、目録に含まれていること)



**将来的には、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」のうち、提案可能なもの全てが「代表一覧表」に記載されることを目指す。**

### (2) 具体的提案方法

目録											
重要無形文化財 106件			重要無形民俗文化財 257件							選定保存技術 67件	
芸能	染織	陶芸等	祭礼	年中行事	生産生業等	神楽	田楽	風流	渡来芸等	語り物等	

○文化財の特徴等により区分を設け、それぞれから選定

○指定の時期の早いものから順に選定



関係団体等からの同意を確認



提案書を作成し、ユネスコへ提出

## 3. 「危機一覧表」への記載提案

文化財保護法で既に保護措置が確保されているため、当面は提案を行わない。